

農業支援サービストライアル事業実施要領

農 林 水 産 部 長 通 知
制定 令和 7 年 4 月 1 日付け農産第 7 7 号

第 1 趣 旨

農業者の高齢化等により農業従事者が大幅に減少していく中、生産力を維持していくためには、生産性の向上が必要であり、スマート農業技術の利用を促進する必要がある。一方で、スマート農業機械は、導入コストが高額で、スマート農業を実践するための技術力や知識を有する人材が生産現場に不足している。

このため、スマート農業技術を活用し、農作業代行等を行う農業支援サービスの利用を促進することによって、スマート農業技術の普及を図る。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。）及び岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日農産第 3 号）によるほか、この要領によるものとする。

第 2 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は農業支援サービス事業体とし、以下に定める要件を満たす者とする。
- 2 事業実施主体の要件
 - (1) 事業所又は営農地が岡山県内に所在しており、本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
 - (2) 過去に農業支援サービスとして、ドローンによる防除の実績があること。
 - (3) 継続的な農業支援サービス事業の実施が見込まれること。
 - (4) 法人又は組織の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあること。
 - (5) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

第 3 事業内容

本事業の事業内容、補助対象経費、補助率等は別表に掲げるとおりとする。

第 4 成果目標及び目標年度

- 1 成果目標
事業実施主体が提供するサービスを利用する農業者の増加。
- 2 目標年度
事業実施年度の翌々年度とする。

第 5 事業実施等の手続き

- 1 事業実施計画書の作成
 - (1) 事業実施主体は事業実施計画書（様式第 1 号）（以下「計画書」という。）を作成し、農林水産部長に提出するものとする（様式第 2 号）。

(2) 農林水産部長は、(1)により提出された計画書がこの事業の目的、内容及び採択基準等に照らして適当であると認めるときは、当該事業実施計画を承認するものとする(様式第3号)。

(3) 次に掲げる計画の変更は、(1)から(2)に準ずるものとする。

- ・対象作物の変更
- ・ドローンによる防除作業を提供する農業者の変更
- ・事業費の30%を超える増額、又は県費の増額
- ・事業費又は県費の30%を超える減額

2 事業の着手

(1) 事業の着手は原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(2) 事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、実施計画の承認後において補助金交付決定の前(以下「交付決定前」という。)に着手する必要がある場合、事業実施主体は、交付決定前に着手する理由等を具体的に明記した補助金交付決定前着手届(様式第4号)を農林水産部長に提出し、事業の適切な実施について指導を受けるものとする。

第6 事業実績報告書

1 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第1号。以下「実績書」という。)をとりまとめ、事業完了から起算して30日を経過した日、又は事業を実施した年度の3月末日のうちいずれか早い日までに、農林水産部長あてに提出する(様式第5号)。

2 農林水産部長は、1により実績書の提出を受けた場合、事業の完了を確認するとともに、事業実施主体へ通知するものとする(様式第6号)。

第7 助成措置

県は、予算の範囲内において、第5の1により承認を受けた事業計画に基づき、第2の1に定める事業実施主体が行う事業の実施に要する経費について助成する。

第8 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) ドローンによる防除に係る作業料金以外の経費(薬剤費や交通費等)
- (2) 国、県又は市町村の他の類似事業での取組に係る経費
- (3) 経費の根拠が不明確で履行確認できない経費

第9 免責事項

第5の1により承認を受けた事業計画に基づき、事業実施主体が行う事業の実施に関連して生じた損害について、県は一切の責任を負わない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、農業支援サービストライアル事業について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

事業内容	補助対象経費	ドローンによる防除作業の利用者	対象作物	補助率及び上限額
農業支援サービス事業体が集落営農組織等に対して実施するドローンによる防除作業の初回利用料を助成する。	ドローン防除作業料金 （農薬費及び交通費等は除く。）	集落営農組織	（1）水稻 （2）麦 （3）大豆 （4）野菜	定額（800円/10a） 又は補助対象経費の1/2以内のいずれか低い額 1事業実施主体あたり30万円を上限とする。 （1集落営農組織あたり5万円を上限とする。）
		認定農業者又は認定新規就農者	果樹	定額（3,000円/10a） 又は補助対象経費の1/2以内のいずれか低い額 1事業実施主体あたり30万円を上限とする。 （1農業者あたり5万円を上限とする。）